

【別紙 1】 建設工事における電子納品及び情報共有特記仕様書（電子納品推進事業用）

(電子納品)

第1 本工事は、電子納品対象工事とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(情報共有)

第2 本工事は、情報共有対象工事とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

(電子納品推進事業)

第3 本工事は、ITアドバイザーを活用した「電子納品推進事業」対象工事とする。「ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領」に基づき、以下の各時点でITアドバイザーから適切なアドバイスを受けることにより、受発注者協議の円滑化と電子納品に対する理解と技術力向上を図り、電子納品成果物の品質向上を図るものとする。

- 1) 着手時協議
- 2) 検査・納品前協議
- 3) 受注者による事前準備派遣、随時派遣依頼（受注者が必要に応じて実施：全額受注者負担）
- 4) 工事期間中における情報共有

(経費の計上)

第4 本工事は、ITアドバイザーの派遣経費（以下「経費」という。）として、着手時協議及び検査・納品前協議時の2回分、計5万円（税抜き）を計上しています。入札にあたっては、この経費を共通仮設費の技術管理費に必ず計上してください。

(要領・基準)

第5 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

(着手時協議)

第6 着手時協議を必ず行うこと。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

(電子納品対象書類)

第7 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

(情報共有対象書類)

第8 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

(工事完成図書の提出部数)

第7 本工事の工事完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- |             |                     |                |
|-------------|---------------------|----------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体 (CD-R・DVD-R)   | 2部 (正・副)       |
|             | 紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」 | 1部 (その他、協議による) |
| 2) 上記以外     | 紙媒体                 | 1部             |